

2026年6月12日

関係各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性食品部長 菊地 範昭

「機能性表示食品広告審査会への広告素材ご提供のお願い」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の事業に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を図る目的で、2017年度より協会会員企業で構成された「[機能性表示食品広告部会](#)」(以下、部会)を、また、2018年度より「[機能性表示食品広告審査会](#)」(以下、審査会)を設置し、審査会を年1回開催しております。つきましては、本年12月に予定している第9回審査会の審査対象となる広告素材のご提供をお願い申し上げます。

審査会は、第三者委員(外部専門家)と部会の代表で構成されており、部会の協力のもと、企業から提供された当該企業の広告を中心に、本資料末尾の「(参考)機能性表示食品広告審査について」に記載の要領で審査を実施します。なお、2024年度に機能性表示食品の制度改正があり、商品パッケージの表示要件が見直されました。これにより、広告中の記載事項も制度改正の影響を受けますが、現在は2026年8月31日までの経過措置期間中であることを鑑み、今年度ご提供いただく広告素材は、当該制度改正への対応の有無を問わず審査対象といたします。また、『機能性表示食品』適正広告自主基準については、[2023年6月5日に公表された第2版](#)、或いは[2025年6月30日に公表された第3版](#)を適用します。放映・出稿期間については直近の1年間、2025年7月～2026年6月となります。

機能性表示食品の制度開始以降、その届出は年々増加しており、現在10,000件を超えています。当協会は、「[機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制\(事後チェック\)の透明性の確保等に関する指針](#)」(消表対第518号、消食表第81号)(以下、事後チェック指針)をはじめとする広告作成の指針への理解促進を業界全体として図る意義は重要と考え、2021年度より**協会会員以外の企業から提供された広告(自社広告に限る)についても審査対象として取り扱うこととしております。** 自社広告が事後チェック指針等に照らして適切な表現であるか、外部専門家による客観的な意見が得られる貴重な機会になりますので、協会会員以外の企業様も是非ご活用ください。なお、ご提供いただいた広告素材が多数となった場合は、審査対象を選択させていただきます場合がありますので予めご了承ください。

ご提供いただいた広告素材の審査結果(本資料末尾に定める判定の有無)は、判定に至らなかった意見も添えて各広告素材提供企業にお知らせします。また、審査結果は企業名・商品名等を伏せた上で公表し、行政にも適宜連絡する予定です。さらに、今後の審査会における審査基準の検討を含め、機能性表示食品の広告表現の更なる適正化に資する検討・提案に活かしてまいります。

広告素材のご提供に当たっては次頁「[広告素材のご提供方法について](#)」を、これまでの審査会の審査結果等につきましては、[当協会ウェブサイト](#)をご参照ください。事業者の皆様におかれましては、審査会への広告素材のご提供を宜しくお願い申し上げます。

敬 具

広告素材のご提供方法について

1. ご提供をお願いしたい広告素材

2025年7月～2026年6月に放映・出稿した、機能性表示食品の動画・紙面媒体広告、及び、2026年6月時点で掲載されているWEB（LP：ランディングページ等）広告

※ 同媒体・同商品で複数の広告素材をご提供いただく場合は、[別紙「第9回機能性表示食品広告審査会 広告提供情報シート」\(Excelファイル\)](#)にて**全体及び媒体内における優先順位を必ずご設定ください**。広告素材総数が多数の際は、優先順位を参考に事務局で審査題材を選択する場合がありますので予めご了承ください。

(1) 動画広告（放映時間が2分以内の素材）

テレビ・WEB等の動画広告のファイル（**原則としてmp4形式**）をメール又はオンラインストレージ等でお送りください。WEB動画は掲載ページURLも併せてお送りください。なお、**動画サイズは原則として50MBを上限**とします。50MBを超える動画については、小さな文字等の視認性は確保しつつ適宜圧縮をお願いいたします。

(2) 紙面媒体（新聞・雑誌のほか静止デジタル画像も含む。）

小さな文字も判読できる解像度の広告紙面をPDFにてメールでお送りください。綴じ代として、タテ原稿は上、ヨコ原稿は左端に、2cm程度の余白をご設定ください。キャッチコピーの違い等、**類似の広告素材を複数ご提供いただく場合は、相違点の説明資料**をPDFにて併せてお送りください。

(3) WEB（LPやECサイト等、機能性に関する説明があるページのみ対象）

ご提供いただける広告素材は**1商品につき1件**とし、リスティング広告（検索連動型広告）やバナー広告からリンクが張られている**自社ドメインに掲載のLPに限定**いたします。ただし、**該当のLPがない場合のみ、自社で管理する外部ECサイトも対象**といたします。当該ページのPDF※、及び、URLの2種類をメールでお送りください。

※ PDFは、① ページ全体を分割せず縦長の1頁にしたもの、及び、
② ページをA4サイズで複数頁に分割したもの、の2種類をお送りください。②の作成が難しい場合は、下記の間合せ先までご相談ください。

また、ページ中に、例えばQ&Aなど、同一URL上で「表示/非表示」や「ポップアップ」等により展開する箇所がある場合は、**必ず該当箇所を展開した形**でPDFにしてください。なお、ページ中に含まれる、テレビなどの動画広告は審査対象外となります。当該動画の審査ご希望の場合は別途、「動画広告」としてご提出ください。

2. 広告素材送付先・ご不明点等の問合せ先

ご提供いただける広告素材のご送付に当たっては、[別紙「第9回機能性表示食品広告審査会 広告提供情報シート」\(Excelファイル\)](#)に広告素材の情報を媒体ごとに入力し、当該素材と併せてメール添付の上、下記アドレスへお送りください。

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 機能性食品部 宛
e-mail : kinousei@jhnfa.org tel : 03-6635-7481

3. 送付期限

2026年8月7日(金)

機能性表示食品広告審査について

● 審査指針

『機能性表示食品』適正広告自主基準」(第2版・令和5年6月5日)、或いは(第3版・令和7年6月30日)、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(消表対第518号, 消食表第81号)及び健康増進法等の関連法規(「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を含む)

なお、『機能性表示食品』適正広告自主基準」第3版(令和7年6月30日)における6.(2)2)iii)※¹及び6.(3)2)の「*1. 成分或いは原料のデータであることの明記例:」※²については、2024年度の制度改正への対応有無とは関係なく審査に適用する。

※¹: 機能性表示の科学的根拠が最終製品を用いた臨床試験(ヒト試験)の場合であっても、届出食品に機能性関与成分が含有することによる機能であることが広告上視認性を持って表示されるよう留意する必要がある。

※²: 「システマティックレビューの対象となった論文です。本製品を用いた臨床試験ではありません」

「最終製品を用いた臨床試験のデータではなく、機能性関与成分のデータです」等

● 審査方法

第三者委員(外部専門家)及び部会代表者が、当該広告と「届出表示」或いは「機能性表示」及び上記審査指針との適合性を確認

● 審査基準

判定	内容	措置
A	<ul style="list-style-type: none">健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(消表対第518号, 消食表第81号)に著しく抵触^(*)するもの「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成28年6月30日 消費者庁)に著しく抵触^(*)するもの虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「機能性表示食品」適正広告自主基準」(第2版・令和5年6月5日)、或いは(第3版・令和7年6月30日)に著しく抵触^(*)するもの	<ul style="list-style-type: none">当該会社に連絡する。即時、改訂に向けた対応を求める。対応結果、対応内容について期日内の回答を求める。

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(消表対第 518 号, 消食表第 81 号)に抵触するもの ・「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁)に抵触するもの ・「機能性表示食品」適正広告自主基準」(第 2 版・令和 5 年 6 月 5 日)、或いは(第 3 版・令和 7 年 6 月 30 日)に抵触するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該会社に連絡する。 ・速やかな改訂に向けた対応を求める。【遅くとも次の企画・掲載時に改訂、もしくは 6 カ月以内を目安】 ・対応内容(予定等)について期日内の回答を求める。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(消表対第 518 号, 消食表第 81 号)に抵触するおそれのあるもの ・「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁)に抵触するおそれのあるもの ・「機能性表示食品」適正広告自主基準」(第 2 版・令和 5 年 6 月 5 日)、或いは(第 3 版・令和 7 年 6 月 30 日)に抵触するおそれのあるもの ・消費者に誤認を与えるおそれのあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該会社に連絡する。(対応は求めない)

- 著しく抵触：・ 1 つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
- ・ “疾病の治療に適している”、“病者に適している”など。

以上